

愛媛県立中央病院整備運営事業のPFI事業者選定に関する措置請求

(受付日：平成20年10月2日)

1 請求内容(要旨)

県立中央病院整備運営事業のPFI事業者選定については、選定部会における各委員の採点記録を保管していないなど、「公正な委員会であったとは考えられない」から、契約及び予算の執行を中止するよう勧告せよ。

2 監査委員の決定 却下

3 決定(却下)の理由

- (1) 請求人は、請求書及び補正書において、選定部会における各委員の採点記録を保管していないことなどを、違法又は不当な財務会計上の行為を裏付ける根拠としているが、これらの事実自体が、ただちに不公正な行為等が行われたと疑わせるものでもなく、これらの摘示によって、落札者の決定に違法又は不当な行為があることが具体的かつ客観的に示されているとは認められない。
- (2) また、事実証明書も、事業者選定手続のために事務局が作成、配布した資料並びに選定部会の議事録等であり、落札者の決定が違法又は不当であることを示すものではなく、監査の端緒となり得る程度に違法又は不当な事実が存在することをうかがわせる記述も見当たらない。
- (3) つまるところ、請求人が提示した根拠は、請求人の主観的見解や単なる憶測を述べたものにすぎず、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の請求要件を具備しているものとは認められない。